

# 種類株式発行 会社と会社法 上の留意点

竹川 靖之

目 次	
1 はじめに	59
2 無議決権株式	60
(1) 種類株主総会について	60
(2) 対応策	61
3 取得条項付株式	62
(1) 取得対象の決定方法	62
(2) 取得対価	63
(3) 取得事由	63
4 剰余金の配当に関する種類株式	64
(1) 優先配当の意義	64
(2) 累積型・参加型	64
5 属人的定め	65
次	
(1) 属人的定め of 取扱い	65
(2) 属人的定め of 留意点	65
6 種類株式導入の際の手続的な留意点	66
(1) 種類株式を導入するパターンの整理	66
(2) 新たに種類株式を導入する場合	67
(3) 既存の種類株式の内容全体を変更する場合	67
(4) 特定の株主が保有している(種類)株式の内容を変更する場合	67
7 むすびに	68

## 1 | はじめに

本稿では、各種の種類株式と属人的定めについて、導入時及び導入後の会社法上の留意点について論じるほか、種類株式を導入する際の手続と、その留意点について解説する。本文中特段の記載が無い限りは、

発行会社は非公開の株式会社であることを前提に、事業承継の文脈で問題となり得る留意点にフォーカスした解説を行う。なお、各種の種類株式の一般的な内容については、本誌別稿 發知論志「種類株式の概要」において解説しているため、そちらを参照されたい。

## 2 無議決権株式

### (1) 種類株主総会について

無議決権株式<sup>\*1</sup>は、株主総会の決議事項の全部につき議決権を有さない種類株式である。事業承継において、議決権の集約や相続税対策といった狙いを種類株式を用いて達成するうえで、無議決権株式は汎用性の高い種類株式であり、頻繁に用いられている。例えば、創業当初は、親族が各々株式を保有しつつも、人的関係を前提に円滑な意思決定ができていたが、相続等により株主が分散し人的関係が変化した場合、統一的な意思決定が図れなくなる事態が生じ得る。これを避けるべく、後継者に改めて議決権を集約する目的で無議決権株式を導入するというのが典型的な利用場面である。このような場面では、後継者等の支配株主層が株主総会の特別決議を通過できるよう、総議決権の3分の2以上の確保を目指すことが多い。しかし、通常の株

主総会の議決権割合だけでなく、種類株主総会の存在についても留意する必要がある。

というのも種類株式発行会社においては、無償割当や株式分割等の割合的な権利関係の変動をもたらす行為や、組織再編行為等の一定の行為（**図表1**）を行ううえで、種類株主に「損害を及ぼすおそれ」がある場合には、種類株主総会の決議を経なければ当該行為は効力を生じないとされている<sup>\*2</sup>（会社法322①）。そして、かかる種類株主総会に関する規定は、無議決権株式の場合にも当然に適用される。そのため、仮に一定の株主集団を無議決権株主として通常の株主総会における議決権者の外に位置づけたとしても、**図表1**に掲げる行為を行うに際しては、無議決権株主が種類株主総会を通じて実質的に拒否権を発動できるがごとき機関設計となってしまう、かえって議決権を有する株主集団の支配権が弱まる事態が生じかねない<sup>\*3</sup>。

図表1 種類株主総会決議を要する行為

種類株主総会決議を要する行為	定款による種類株主総会廃除の可否
定款の変更（①株式の種類追加、②株式の内容変更、発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数の増加）	不可
株式の併合または分割	可能
株式無償割当	
株主割当による株式引受人の募集	

<sup>\*1</sup> 株主総会の決議事項の一部又は全部について議決権を制限された株式を「議決権制限株式」といい、そのうち、決議事項の全部について議決権のない株式のことを「無議決権株式」あるいは「完全無議決権株式」という。一般的に、特に事業承継の文脈で議決権制限株式を導入する場合には、議決権を全て排除した無議決権株式の内容とすることが多く、本稿でも無議決権株式を前提として解説する。

<sup>\*2</sup> 実際に種類株主総会決議を経ずに行われた個々の行為の効力については、当然無効となるものと、会社法が定める組織再編の無効の訴え等、所定の（又は類推適用による）訴訟手続を要するものとで個別に異なる（岩原伸作編『会社法コメント7』356頁〔山下〕（商事法務2013））。

<sup>\*3</sup> 種類株主総会決議を要する行為について「損害を及ぼすおそれ」という一定の限定が付されているが、具体的な「損害」の意味については、議論があり必ずしも判然としにくい（岩原編・前出\*2 337頁以下）。

株主割当による新株予約権引受人の募集
新株予約権無償割当
合併
吸収分割
吸収分割による権利義務の承継
新設分割
株式交換
株式交換による株式の取得
株式移転
株式交付

上記の種類株主総会決議を必要とする規律については、定款に定めを設けることで、その大部分を排除することができる（図表1中、下線を付したものについては、当該種類株式の内容として種類株主総会決議を要しない旨の定款の定めを設けることができる（会社法322②）。）。もっとも、①株式の種類への追加、②株式の内容の変更、③発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数の増加、にかかる定款変更については定款の定めによる種類株主総会の排除ができない（会社法322③）。

また、定款の定めにより可及的に種類株主総会を排除したとしても、一定の組織再編行為等、反対株主<sup>\*4</sup>による株式買取請求権が認められる行為を行う場合には、無議決権株主であっても株式の買取請求が可能である点にも留意が必要である（会社法

116①三、785②一口等）。

## (2) 対応策

上記の問題点について考えられる対応策として、まずは、種類株主総会を排除する旨の定款の定めを無議決権株式の導入当初から盛り込むことが第一である<sup>\*5</sup>。後述のとおり、ひとたび無議決権株式を導入してしまうと、その内容を変更するには当該株式を保有する株主全員の同意といったハードルの高い手続が必要となるため、導入時点から留意が必要である。

そして、定款による種類株主総会の排除が不可能な上記①～③の定款変更については、将来的なこれらの定款変更の要否を予想して、種類株式の導入前に実施しておくことが考えられる。

また、可能であれば種類株主総会を見越

<sup>\*4</sup> 「反対株主」との用語から、株主総会決議で議決権を有することが前提とされているように誤解されるが、無議決権株主をはじめとする当該株主総会において議決権を行使することができない株主も会社法上の「反対株主」に含まれる。反対株主に株式買取請求権が認められる行為を行う場合、会社は当該行為の効力発生日の20日前までに通知又は公告を行わなければならないところ（会社法116③、④、785③、④）、実務上、株主総会招集通知に当該通知内容を盛り込むことが多い。この点、無議決権株主に対して株主総会招集通知を送付する必要はないが、上記の株式買取請求権の通知については、別途実施しなければならないことに留意が必要である。

<sup>\*5</sup> 種類株式の内容は登記事項として公開されているところ、ランダムに抽出した無議決権株式を導入している非公開会社の登記情報を見ると、種類株主総会を排除する定めが盛り込まれていない例が散見される。

して無議決権株式の保有比率を事前に調整しておくことも有効であろう。すなわち、オーナー家等の主たる株主集団が無議決権株式の一部を保有し、将来的に種類株主総会が実施されるとしても否決されないような比率構成にしておくのである。

### 3 取得条項付株式

#### (1) 取得対象の決定方法

取得条項付株式とは、一定の事由（取得事由）の発生を条件として、会社が株主から当該株式を強制的に取得できる種類株式である。

発行会社は、取得事由が生じた場合に株式の全部を取得することも、一部のみを取得することも可能である。一部のみを取得する場合、その旨と、取得する株式の決定方法を定款で定める必要がある（会社法108②六イ、107②三八）。そして、この定めがある場合において、発行会社が取得条項付株式を取得しようとするときは、定款で定めた決定方法に従って、株主総会（取締役会設置会社にあつては取締役会）の決議により、取得する株式を決定する（会社法169①、②）。

取得株式の決定にあたっては、株主平等原則（会社法109①）の適用があると解されていることに留意が必要である。すなわち、恣意的な取得対象の選別は許されず、所有株式数に応じた按分比例・抽選等の公平な決定方法を定め、取得する株式数を株主総会（取締役会設置会社にあつては取締役会）の決議により決定すべきとの見解が有力である\*6。

取得株式の決定につき、株主平等原則の適用を受けることについて学説は一致しているものと思われるが、その限界については必ずしも明らかではない。取締役会等が合理的な理由なく任意に取得対象を決定するような方法は株主平等原則に反するものと解されるが、按分比例・抽選といった方法以外一切許容されないとするのも厳格に過ぎるように思われる。この点、取得条項付株式の内容として取得対象を決定する具体的な定款の定めが置かれ、それに従う限りにおいては、当該株式の株主はそのような決定方法に同意しているものとみられるので、株主平等原則違反の問題は生じないとの見解もある。

具体的な取得事由の内容として、株主が「死亡したこと」や「発行会社を退職したこと」を設定することで、会社との関係性を喪失した者が株式を相続したり保有し続けることを回避する例が多く見られる。かかる定め方については、まず取得事由該当性が及ぶ株主範囲が問題となる。すなわち、上記のような取得事由を定めた種類株式を従業員数名（A1～An）が保有しているとして、従業員A1が「退職した」場合に、A2～Anについても文理上は取得事由に該当するというようになってしまう。そのため、「発行会社は当該退職した株主が保有する株式を取得することができる」といった定めを追加することで、対象となる株主の範囲を限定することが考えられるが、取得事由の定め方としてこのようなある種属人的な定め方を会社法が想定しているか否かは議論があろう。また、仮にそのよう

\*6 江頭憲治郎『株式会社法 第8版』157頁（有斐閣2021）

な定め方が可能であるとしても、A1のみを取得対象とすることは上述の株主平等原則と衝突することになる\*7。

## (2) 取得対価

取得条項付株式の対価について、その種類は他の種類（普通）株式や金銭であることが多いが、会社法上特に限定はない。対価の数額等については、具体的な数量を設定することもできるが、算定方法を定めておくことでも足りる（会社法108②六、107②三）。ここでの算定方法については一義的に算出できることが必要であり、「取締役会の定める数」といった裁量の余地のあるものは許されないとされる\*8。取得する株式と対価との等価性は会社法上は特に要求されていないが、税務上は取得対価と株式の時価とに乖離がある場合の差額につき課税が生じる可能性がある（この点については本誌別稿 武井宏貴「種類株式の税務上の評価」を参照）。なお、取得条項付株式の導入後に株式併合や分割等が行われた場合等、一株あたりの価値が大きく変動する場合に備えて、希薄化防止条項を盛り込む例も多い。

## (3) 取得事由

### イ 判断能力の喪失等を取得事由とすること

議決権の多くを有する株主や拒否権・役員選解任権付株式を保有するような株主（以下「主たる株主」という。）が認知症等により判断能力を喪失した場合、株主総会（種類株主総会）での適切な議決権行使が図れず、発行会社の経営に支障をきたす事態が生じ得る\*9。

かかる事態への備えとして取得条項を付しておくことが有効であるが、具体的な取得事由の文言には留意が必要である。

実際の登記情報を見ると、例えば「後見開始の審判」を取得事由としているものが多く見られるが、成年後見人の選任は安易に行えるものではなく、判断能力が低下してきていたとしても、周囲の親族との関係や財産状況次第では実際に成年後見を付さないケースも多い。また、判断能力の低下が成年後見を付すほどの水準（民法7条により、「精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況」とされている。）まで至っていないとしても、株主としての意思決定には不安があり早々に株式を取得してしまいたいという場合もあり得る。また、「判断能力の喪失」をそのまま取得事由とする事例が散見されるが、この場合、何をもって判断能力を喪失したといえるかは微

\*7 本文中で示した株主の同意に着目する学説に依る場合はかかる定めも有効になると解される（山下友信編『会社法コメンタール4』72頁（山下）（商事法務2013）、戸嶋浩二『新・会社法実務問題シリーズ2 株式・種類株式（第2版）』（中央経済社2015））。

\*8 例えば「財産評価通達に定める評価方法に基づく評価額」といった算定方法を設定したとして、同通達上あらゆる場合に一切裁量の余地がないかといえば議論のあり得るところだが、実務上は本文中で述べた課税リスクを意識してこのような設定をしているものが見られる（山下友信編『会社法コメンタール3』116頁（山下）（商事法務2013））。

\*9 裁判所を通じて成年後見人を選任した場合、その包括的な代理権に議決権の代理行使も含まれると抽象的には解されるが、重要な事項についての議決権の行使や、大きな議決権比率の変動を伴う株式の処分等について代理行使が可能であるかは議論がある（実務上は、上記のような紛争可能性を孕んだ代理権の行使を成年後見人が躊躇うことが多いと思われる。）。

妙な問題であり、取得に応じたくない株主との間で取得事由の該当性につき紛争が生じるおそれがある。「複数の医療機関により精神上的障害により事理を弁識する能力が不十分であるとの診断がなされたとき」といった定めにより、可能な限り判断能力喪失の基準を客観化することが望ましい。

#### ロ 死亡を取得事由とすること

主たる株主の死亡による議決権の分散等を回避するうえで死亡を取得事由とした取得条項を設けることも有効である。なおこの場合の取得事由の定め方については、取得時の課税の特例との関係で工夫が必要となる<sup>\*10</sup>。

#### ハ 第三者への譲渡等を内容とする株式

公開された登記情報を見るに、取得条項付株式の中には、取得事由に該当した場合に「当会社が指名する株主」に譲渡しなければならないとする内容のものが見られる。

しかし、取得条項付株式の取得の主体はあくまで発行会社と定義されている以上、上記のように会社以外の第三者への譲渡を強制する内容について、種類株式の内容として効力を有するとみる余地はないように思われる（会社法108①六）。一定の場合には、株主間契約の一種として、第三者への譲渡を発行会社と合意していたと見る余地もあるかもしれないが、当該定款の定めのみをもってかかる契約への合意があったとまで見ることは困難であるように思われる。

## 4 剰余金の配当に関する種類株式

### (1) 優先配当の意義

株式会社は、剰余金の配当について内容の異なる株式を発行することができる（会社法108①一）。このうち、他の種類の株式に優先して剰余金の配当を受けることができる株式を優先株式といい、他の種類の株式に劣後して剰余金の配当を受ける株式を劣後株式という（相対的に標準となる株式を通常、普通株式という）。もっとも、これらの呼称については、平成13年商法改正前に、剰余金（利益）の配当に関する種類株式として優先性・劣後性にかかる種別のもののみが認められていた時の名残である。現行会社法下では、剰余金の配当についての種類株式はその態様を問わず自由に設計することができる<sup>\*11</sup>という立場が取られており、その意味において、優先株式・劣後株式という用語への該当性を論じる意味は失われている<sup>\*12</sup>。

さらにいえば、定款上「優先」との呼称があっても、そもそも剰余金の配当の決議がなされない限りは配当を受けることはできない。

### (2) 累積型・参加型

剰余金の配当についての定款の定めとして配当財産の価額の決定方法や配当の条件を定める必要があるところ、具体的な額や配当率の他に、累積・非累積の別と、参

<sup>\*10</sup> 本誌別稿 曾我部舞「事業承継における種類株式の活用方法」参照

<sup>\*11</sup> 剰余金の配当を与えないとする設計も可能であるが、剰余金の配当と残余財産の分配のいずれも与えないとすることは許されないことに留意が必要である（会社法105②）。

<sup>\*12</sup> 定款の定めにおいて、剰余金の配当について異なる定めを置く種類株式を「優先株式」「配当優先株式」と呼称しているものが多い。もっとも、これらの呼称そのものから演繹的に当該種類株式の内容が決定されるものではなく、あくまで具体的な内容の定めによって性質が決定する。

加・非参加の別を定めることが通例である<sup>\*13</sup>。累積や参加の如何につき定款で明記しない場合にどのように解されるかが問題となり得るが、累積・非累積の別については累積と、参加・非参加の別については非参加と解する見解が有力である<sup>\*14</sup>。この点、非公開会社においては、剰余金の配当の決議が行われないことが往々にして見られるところ、上記の見解に依る場合、未払配当額が年々累積してしまうことになると考えられる。実際の登記情報を見ると、累積や参加に関する定めを欠く会社も多いが、具体的な定めを置くべきであろう。

## 5 属人的定め

### (1) 属人的定めの取扱い

非公開会社においては、株式ごとに内容を異にする種類株式とは別に、株主ごとに異なる扱いを行う旨を定款で定めることができ（会社法109②）、そのような定めを属人的定めという（属人的定めの適用を受ける株主が有する株式を属人株という）。会社法は、①剰余金の配当を受ける権利、②残余財産の分配を受ける権利、③株主総会に関する事項の三点を株主ごとに異なる取扱いをすることのできる対象として規定している（代表的な例でいえば、特定の株主の議決権を1株あたり10株分の議決権とするような定めである）。

もっとも、属人的定めは、上記三点以外についても設定することができると解され

ており、具体的には、全株主の議決権について持株数にかかわらず同じにする定めや（頭数主義）、取締役の資格を一定数以上の株式を有する株主に限るといった定めが可能とされている<sup>\*15</sup>。

このように、属人的定めは、種類株式では実現できないような<sup>\*16</sup>柔軟な設計が可能であるほか、種類株式の内容に関する定款の定めと異なり、属人的定めの内容は登記が不要であるため、不特定の第三者にその内容を知られるおそれはない。また、後述するように発行後の株式の一部の内容を変更する場面では、当該株式の株主全員の同意が必要になるが、属人的定めを設ける場合には、総株主の過半数以上で総議決権の4分の3以上の賛同（特殊決議）で足りるため、一部の非協力的な株主がいる場合でも決議要件を充たす限り導入が可能である。

以上に述べたとおり、属人的定めには種類株式とは異なる利便性を見出すことができる。しかし、以下に述べるようにその活用には、いくつかの留意点がある。

### (2) 属人的定めの留意点

属人的定めの制度は、非公開会社における株主相互の結合の緊密性を前提に、自由な組織設計を認めるべく株主ごとの人的な区別を許容するものである。しかし、その自由度のゆえに、運用次第では非公開会社における無秩序状態を招きかねない。その

<sup>\*13</sup> 累積・非累積と参加・非参加の意味については、本誌別稿「発知論誌「種類株式の概要」を参照

<sup>\*14</sup> 旧商法に関するものだが、大隅健一郎・今井宏「会社法論（上巻）（第3版）」354頁注5（有斐閣1991）、上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫「新版注釈会社法（3）」（有斐閣1986）を参照されたい。

<sup>\*15</sup> 前出\*6 152頁

<sup>\*16</sup> 種類株式の内容として、1株あたり複数の議決権を有することはできない。但し、単元株を導入することで実質的に複数議決権の狙いを実現することが一応は可能である。

ような懸念から、属人的定めが、具体的な強行法規や株式会社の本質に反し、または公序に反するものであってはならず、かつ、株主の基本的な権利を奪うものであってはならないとして、一定の規律が及ぶと解されていることに留意が必要である<sup>\*17</sup>。

具体的な会社法上の強行法規としては株主平等原則があるが、属人的定めは、株主ごとの人的な区別を許容するという点において、個々の株主の均一な取扱いを要求する株主平等原則とは根本的に衝突する側面を有している。そのため、属人的定めを導入するには株主平等原則との関係で、有効性についてのリスクが必然的に伴うが、その許容範囲が不明確であるために使い勝手が悪い制度になっているものと思われる<sup>\*18</sup>。

この点、属人的定めを導入した株主総会決議の有効性が争われた事例として、平成25年9月25日東京地裁立川支部判決（金判1518号54頁）がある。同裁判例では、株主間の対立を背景に、一部の少数株主の議決権と剰余金の配当を受ける権利を結果的に低下させる内容（原告の議決権は14.7%から0.17%に、剰余金の配当を受ける権利は主たる株主らの100分の1となる内容）の属人的定めを導入したケースで、導入にあたっての株主総会決議を無効とする判決が下った。同裁判例は「差別的取扱いが合理

的な理由に基づかず、その目的において正当性を欠いているような場合」には、「株主総会決議は、株主平等原則の趣旨に違反するものとして無効になる」と判示している。

同裁判例は、属人的定めの有効性を判断する参考となる貴重な事例であるが、属人的定めが実際に設けられるのは、株主間の人的結合の緊密性を背景に、いわば一部の主たる株主に都合が良い状況にしたいという場面が多いと想定されるところ、そのような導入経緯において、同裁判例が示した差別の合理的な理由や目的の正当性という事情が見出せる場合は多くないように思われる。その意味において、やはり属人的定めを導入には慎重にならざるを得ないと思われる<sup>\*19</sup>。

## 6 種類株式導入の際の手続的な留意点

### (1) 種類株式を導入するパターンの整理

種類株式を導入する場面としては、以下の三つのパターンに整理することができる。

①新たに種類株式を導入する場合、②既存の種類株式についてその全体の内容を変更する場合、③既存の（種類）株式についてその一部（特定の株主が保有している（種類）株式）の内容を変更する場合。

このうち、①②については、会社法上の

<sup>\*17</sup> 前出\* 6 137頁

<sup>\*18</sup> 属人的定めは、旧有限会社制度を受け継いだものとして定款自治が妥当する領域であり、株主平等原則の適用は立法趣旨に反する（そもそも株主平等原則の例外と解すべき）との議論があるが、後掲の裁判例では「株主平等原則の趣旨」というかたちで同原則の間接的な適用を認めている（この点については、洪邦桓「非公開会社における属人的定め効力」ジュリスト1499号112頁）。

<sup>\*19</sup> 本稿で述べた会社法上の問題点の他にも、議決権に関する属人的定めを導入した場合の株式の評価が税務上問題となり得る。株式そのものではなく属人的に議決権が変動する（属人株を保有する株主の手元を離れた途端に、当該株式に加えその他の株主の議決権も変動する）という流動性のある支配権の評価は困難を伴う（この点については本誌別稿 武井宏貴「種類株式の税務上の評価」を参照）。

手続が明記されているが、③については明文上は想定されておらず、後述するとおり登記実務に則った手続を取ることに留意が必要である。

## (2) 新たに種類株式を導入する場合

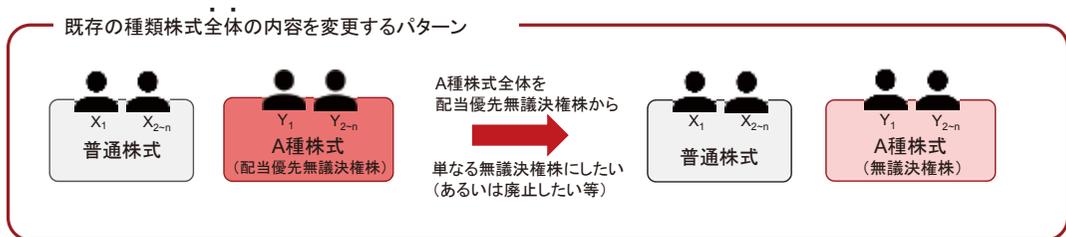
新たに種類株式を導入する場合、株主総会の特別決議を通じて種類株式に関する会社法上の所定の事項を定款で定め（会社法108条）、新株発行の手続を取ることで足りる。この場合に、一定の事項については、定款で「要綱」を定めておくことにより、当該種類の株式を初めて発行するときまでに株主総会決議（取締役会設置会社の場合

は取締役会決議でも可能）によって定めることも可能である（本誌別稿「発知論誌「種類株式の概要」を参照）。

## (3) 既存の種類株式の内容全体を変更する場合

既存の（種類）株式の内容を変更する場合としては、既に導入されている種類株式について、その内容全体を変更する場合と、特定の株主が保有している（種類）株式の内容を変更する場合とに分けられる（種類株式全体の内容を変更する場合のイメージは図表2）。

図表2 既存の（種類）株式の内容を変更する場合のイメージ



このうち、既存の種類株式全体の内容を変更する場合の手続としては、原則として、①株主総会の特別決議（会社法309②十一、466）と、②当該定款変更により損害が及ぶおそれのある種類株主の種類株主総会<sup>\*20</sup>の特別決議（会社法322①一口、324②四）が必要となる。なお、上記の例外として、取得条項を新設又は変更（廃止を除く）する場合や会社法322条1項の種類株主総会を不要とする旨の変更を行う場合に

は、①、②に加えて、内容を変更しようとする当該種類株主全員の同意が必要となる（会社法111①、322④）。

## (4) 特定の株主が保有している（種類）株式の内容を変更する場合

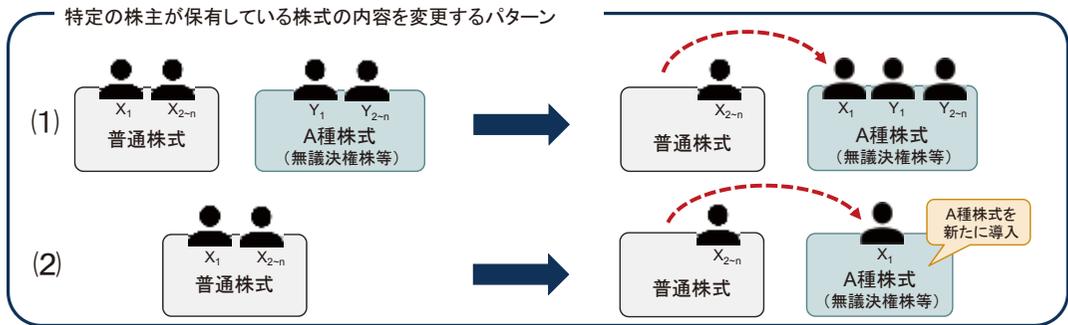
事業承継の文脈においては、一部の株主が保有する既発行の株式について、拒否権や取得条項を付したり、あるいは、無議決権株にするといったニーズが多く見られる。

<sup>\*20</sup> 種類株式発行会社においては、いわゆる「普通株式」も種類株式の一種として位置付けられる。そのため、例えば図表2の事例の場合、通常の株主総会の特別決議で定款変更を決議したうえで、種類株式としての普通株式の種類株主総会の特別決議が必要となることに留意が必要である。

もともと、このように特定の株主が保有している株式の内容を変更したい場合（この場合のイメージは図表3）の手続について会社法上に明文の定めはなく、登記実務上、以下①～③の手続による方法が許容されている。

- ① 株式の内容の変更に応ずる個々の株主と会社との合意
- ② 株式の内容の変更に応ずる株主と同一の種類に属する他の株主全員の同意
- ③ 損害が及ぶおそれのある種類株主の種類株主総会の特別決議\*21。

図表3 特定の株主が保有している株式の内容を変更する場合のイメージ



## 7 むすびに

事業承継において、種類株式や属人的定めが活躍する場面は多い。しかし、本稿で述べたように、単純な概念や用語法の整理の問題から、種類株式導入後のガバナンスに関わる問題等、会社法上の留意点が多く存在する。本稿の執筆にあたっては、公開されている多くの登記情報を参照したが、その中には、有効性に疑問のあるものや、改善の余地があると見込まれるものが散見された。種類株式の内容や導入時に瑕疵がある場合について、実務上、表立った紛争

に至る事例は少ないものと思われるが、事業承継の場面においては、承継前後のガバナンスのほか、課税負担の重要な前提となる事柄であるため、慎重な活用が望まれるところである。

### 竹川 靖之

(たけかわ・やすゆき)

野村資産承継研究所 主任研究員

- ◆経歴 2016年弁護士登録  
企業法務を中心に弁護士業務に従事したのち、現職（現在は弁護士登録抹消）
- ◆現職 株式会社野村資産承継研究所 主任研究員

\*21 図表3の(1)の事例の場合、①X1と会社との合意、②X2～n全員の同意、③A種類株主総会の特別決議が必要ということになる。なお、図表3の(2)のように、変更先の種類株式を新たに導入する場合には、①～③の前提として、当該新種類株式を新たに盛り込む定款変更の手続（株主総会の特別決議と、損害が及ぶおそれのある種類株主の種類株主総会の特別決議が必要となる（松井信憲『商業登記ハンドブック第4版』251頁（商事法務2021）、昭和50年4月30日民四第2249号法務省民事局長回答）。